

「3・3プロジェクト 岐阜市食べキリ協力店・協力企業」制度実施要領

平成28年12月19日 決裁

改正 平成30年8月31日 決裁

改正 令和元年7月16日 決裁

改正 令和3年7月22日 決裁

改正 令和5年7月26日 決裁

1 目的

岐阜市（以下「市」という。）は、生ごみの主な発生抑制及び減量方法である「3^{さん}キリ」（使いキリ・食べキリ・水キリ）と、環境に配慮しながら簡単に取り組むことのできる調理法である「3^{スリー}R^{アー}ッキング」を併せて、家庭や事業所において効果的に生ごみの発生抑制と減量を進める「3・3プロジェクト」の取り組みを行っている。

その取り組みの1つとして、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品（以下「食品ロス」という。）の削減に取り組む市内の店舗及び企業等の事業所を「3・3プロジェクト 岐阜市食べキリ協力店・協力企業」（以下「協力店・協力企業」という。）として登録し、その取り組みを広く紹介することにより、市民や事業者の「食べキリ」など食品ロス削減意識の高揚を図り、その実践を促進することによって、本市事業所から排出される生ごみの減量を進めることを目的とする。

2 対象事業者

次のすべての要件を満たす事業所（以下「事業所」という。）を対象とする。

- (1) 本市内で営業する店舗及び企業等
- (2) 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体、その関係者に該当しないこと。
- (3) その他、市長が不適切と認める事実がないこと。

3 登録の要件

市は、次に掲げる取り組み項目のうち、1つ以上実践する事業所を協力店・協力企業として登録する。

(1) 飲食店及び宿泊施設

- ①料理の量の調節や小盛りメニューの導入
- ②食べ残しを減らすための呼びかけ
- ③ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- ④苦手な、または食べられない食材への対応
- ⑤消費期限等（食中毒のリスクや取扱方法等衛生上の注意事項）を十分に説明した上で、持ち帰り希望者への対応
- ⑥その他、食品ロスを削減するための工夫

(2) 食品小売店

- ①消費期限又は賞味期限が迫った商品の値引き、加工販売
- ②消費期限又は賞味期限が近い順に購入することを促す呼びかけ
- ③量り売り、ばら売り、少量パック等による販売
- ④ポスター等の掲示による、食品ロス削減に向けた啓発活動の実施
- ⑤その他、食品ロスを削減するための工夫（フードバンク等への提供、リメイクレシピ等食材活用の情報提供、野菜や果物などの規格外品の販売、季節商品の

予約販売等)

(3) その他企業等

①食品ロス削減につながる取り組み

4 登録方法等

本市の協力店・協力企業の登録等について、岐阜県の同様の登録制度と連携し、以下のとおりとする。

(1) 申請

登録を希望する事業所は、登録申請書（様式第1号）を市へ提出する。

また、岐阜県から登録の情報提供を受けた時は、申請があったものとみなす。

(2) 登録

市は、2及び3に掲げる要件の該当の有無及び申請内容を確認し、適当と認めた場合は協力店・協力企業としての登録を行う。

(3) 登録証等の交付

市は、協力店・協力企業に登録証等を交付し、協力店・協力企業は、登録証等を事業所内に掲示する。

(4) 登録内容の変更

協力店・協力企業は、登録申請書（様式第1号）に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容変更届（様式第2号）により市へ届け出る。

また、岐阜県から登録内容変更の情報提供を受けた時は、届出があったものとみなす。

(5) 登録の中止

協力店・協力企業は、登録の中止をしようとする場合は、登録中止届（様式第3号）により市へ届け出るとともに、登録証等の交付物の掲示、使用を取りやめる。

市は、登録中止届の内容を確認し、市の掲載情報から削除する。

また、岐阜県から登録中止の情報提供を受けた時は、届出があったものとみなす。

(6) 登録の抹消

市は、協力店・協力企業が2及び3に掲げる要件を満たさなくなった場合や、岐阜県から登録の抹消の情報提供を受けた場合等、協力店・協力企業として適当でない判断した場合は、登録を抹消することができる。

登録を抹消された事業所は、速やかにこの制度に係る交付物の掲示、使用を取りやめなければならない。

(7) 岐阜県への情報提供

事業所が提出した(1)の登録申請書について、岐阜県への情報提供を希望した場合は、提供する。

また、登録申請時に岐阜県への情報提供を希望した事業所が(4)の登録内容変更届、(5)の登録中止届を提出した場合、又は市が登録を抹消した場合は、岐阜県へ情報提供する。

(8) 電子情報処理組織による申請等

(1)、(4)及び(5)の規定による申請並びに届出については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

5 登録の有効期間

協力店・協力企業としての登録の有効期間は、市が登録をした日から、登録中止又は登録抹消をした日までとする。

6 協力店・協力企業の情報発信

市は、ホームページや広報ぎふ等で、協力店・協力企業の取り組み内容等を紹介し、市民に対し広く情報発信をするものとする。

なお、協力店・協力企業は申請した（4（1）により申請があったものとみなされる場合を含む。）時点で事業所情報の紹介に同意したものとする。

7 協力店・協力企業の取り組み

協力店・協力企業は登録した取り組み内容を積極的に実践し、食品ロス及び生ごみの発生抑制に努めるものとする。

また、市からの交付物又は独自の食べキリ啓発案内を事業所内に掲示し、市民へ取り組みを積極的にPRし、協力を求めるものとする。

附則

この要領は、平成28年12月19日から施行する。

附則

この要領は、平成30年9月11日から施行する。

附則

この要領は、令和元年7月16日から施行する。

附則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年7月26日から施行する。

「3・3プロジェクト 岐阜市食ベキリ協力店・協力企業」 登録申請書

(あて先) 岐阜市長

年 月 日

申込者 住所
氏名
(法人の場合は
名称及び代表者
の氏名)
電話番号

「3・3プロジェクト 岐阜市食ベキリ協力店・協力企業」制度実施要領の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

1 基本情報

★事業所の区分	<input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 食品小売店 <input type="checkbox"/> その他 ()		
★事業所名			
代表者名	ふりがな 氏 名		
★事業所所在地	〒 -		
★事業所のホームページアドレス	http:// https:// 市HPからのリンクの可否 (可 ・ 否) ←どちらかに○をつけてください		
連絡先	所属		担当者氏名
	★ 電話		FAX
	Eメール	@	

★印の登録内容は、市のホームページ等において情報を掲載させていただきますので、ご了承願います。

【複数の事業所を一括して申請する場合は、別紙登録事業所一覧を添付してください。】

2 取り組み内容 (該当する事業形態を選択し、取り組みの左欄に○をつけてください。)

(1) 飲食店及び宿泊施設

	取り組み内容
①	料理の量の調節や小盛りメニューの導入
②	食べ残しを減らすための呼びかけ
③	ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
④	苦手な、または食べられない食材への対応
⑤	消費期限等(食中毒のリスクや取扱方法等衛生上の注意事項)を十分に説明した上での、持ち帰り希望者への対応
⑥	その他、食品ロスを削減するための工夫 ()

(2) 食品小売店

	取り組み内容
	① 消費期限又は賞味期限が迫った商品の値引き、加工販売
	② 消費期限又は賞味期限に近い順に購入することを促す呼びかけ
	③ 量り売り、ばら売り、少量パック等による販売
	④ ポスター等の掲示による、食品ロス削減に向けた啓発活動の実施
	⑤ その他、食品ロスを削減するための工夫（フードバンク等への提供、リメイクレシピ等食材活用の情報提供、野菜や果物などの規格外品の販売、季節商品の予約販売等） ()

※ 消費期限

品質が急速に劣化しやすい食品にあつて、定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限をいう。

※ 賞味期限

定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがある。

(3) その他企業等

	取り組み内容
	食品ロス削減につながる取り組み ()

※ 岐阜県への情報提供について

岐阜県の「ぎふ食べきり運動」協力店・協力企業へ登録を希望される場合は、右の□にチェックを入れてください。

3 暴力団その他反社会的団体等でないことの表明

暴力団その他反社会的団体又はこれらと関係を有する者等に該当する飲食店、宿泊施設及び企業等ではないことを表明します。(右の□にチェックを入れてください。)

登録事業所一覧

事業所名	所在地	備考

(注) 登録済みの協力店・協力企業において参加する事業所を追加する場合は、追加事業所のみ記載してください。

取り組み項目が異なる事業所がある場合は、事業所ごとの取り組み項目がわかるように記入してください。

「3・3プロジェクト 岐阜市食ベキリ協力店・協力企業」 登録内容変更届

(あて先) 岐阜市長

年 月 日

申込者 住所

氏名

(法人の場合は
名称及び代表者
の氏名)

電話番号

「3・3プロジェクト 岐阜市食ベキリ協力店・協力企業」の登録内容について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

1 変更項目

- 基本情報（店舗名、所在地、連絡先等）の変更
- 取り組み内容の変更

2 基本情報（変更のあった事項にご記入ください。）

★事業所の区分	<input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 食品小売店 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
★事業所名				
代表者名	ふりがな 氏 名			
★事業所所在地	〒 —			
★事業所のホームページアドレス	http:// https:// 市HPからのリンクの可否（可・否） ←どちらかに○をつけてください			
連絡先	所属		担当者氏名	
	★ 電話		FAX	
	Eメール	@		

★印の登録内容は、市のホームページ等において情報を掲載させていただきますので、ご了承願います。

3 取り組み内容（変更になった項目の左欄に、追加する場合は○を、中止する場合は×を記入してください。）

(1) 飲食店及び宿泊施設

	取り組み内容
	① 料理の量の調節や小盛りメニューの導入
	② 食べ残しを減らすための呼びかけ
	③ ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
	④ 苦手な、または食べられない食材への対応
	⑤ 消費期限等（食中毒のリスクや取扱方法等衛生上の注意事項）を十分に説明した上での、持ち帰り希望者への対応
	⑥ その他、食品ロスを削減するための工夫 ()

(2) 食品小売店

	取り組み内容
	① 消費期限又は賞味期限が迫った商品の値引き、加工販売
	② 消費期限又は賞味期限に近い順に購入することを促す呼びかけ
	③ 量り売り、ばら売り、少量パック等による販売
	④ ポスター等の掲示による、食品ロス削減に向けた啓発活動の実施
	⑤ その他、食品ロスを削減するための工夫（フードバンク等への提供、リメイクレシピ等食材活用の情報提供、野菜や果物などの規格外品の販売、季節商品の予約販売等） ()

(3) その他企業等

	取り組み内容
	食品ロス削減につながる取り組み ()

※ 岐阜県への情報提供について
岐阜県の「ぎふ食べきり運動」協力店・協力企業に登録されている場合は、岐阜県へ登録内容の変更を情報提供させていただきます。

「3・3プロジェクト 岐阜市食べきり協力店・協力企業」 登録中止届

(あて先) 岐阜市長

年 月 日

申込者 住所

氏名

(法人の場合は
名称及び代表者
の氏名)

電話番号

「3・3プロジェクト 岐阜市食べきり協力店・協力企業」の登録を中止したいので、下記のとおり届け出ます。また、岐阜市から交付を受けた登録証等の掲示・使用を取りやめます。

1 登録を中止する協力店・協力企業

事業所名		
所在地	〒 ー	
連絡先	担当者氏名	
	電話 () ー	FAX () ー
	Eメール @	

2 中止する理由

()

※ 岐阜県への情報提供について
岐阜県の「ぎふ食べきり運動」協力店・協力企業に登録されている場合は、岐阜県へ登録の中止を情報提供させていただきます。